

君津地域水道事業統合広域化に係る 広域連合規約について

水 道 部

1 要旨

平成30年3月9日に行われた君津地域水道事業統合協議会において、広域連合の規約で規定する9つの項目のうち、総務省と事前協議を行うため、広域連合の名称をはじめとした5項目（①、②、④、⑥、⑨）について方針を決定した。

なお、残りの4項目（③、⑤、⑦、⑧）についても、平成30年6月の統合協議会で広域連合規約（案）として調製し、四市9月議会及び県議会で議決を得る予定である。

2 広域連合規約

①広域連合の名称

②広域連合を組織する地方公共団体

③広域連合の区域

④広域連合の処理する事務

⑤広域連合の作成する広域計画の項目

⑥広域連合の事務所の位置

⑦広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法

⑧広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法

⑨広域連合の経費の支弁の方法

3 今後の主なスケジュール

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ・ 次回統合協議会 | 平成30年 6月 |
| ・ 市議会への規約議案の提出 | 平成30年 9月 |
| ・ 市議会への事業廃止議案の提出 | 平成30年12月
(または平成31年 2月) |
| ・ 広域連合の設立 | 平成31年 1月 |

広域連合企業団の規約について

1 規約の項目について

地方自治法第291条の4第1項の規定により広域連合の規約で9つの項目を規定しなければならないとしている。このうち、広域連合の名称をはじめとした5項目（①、②、④、⑥、⑨）について方針を決定した。

なお、残りの4項目についても、平成30年6月の統合協議会で規約（案）として調製し、四市9月議会及び県議会で広域連合規約の議決を得る予定である。

①広域連合の名称

②広域連合を組織する地方公共団体

③広域連合の区域

④広域連合の処理する事務

⑤広域連合の作成する広域計画の項目

⑥広域連合の事務所の位置

⑦広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法

⑧広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法

⑨広域連合の経費の支弁の方法

2 「① 広域連合の名称」について

広域連合の名称は、以下の点を考慮して調整する。

(ア) 広域連合であることを明示する。

(イ) 共同処理する事務内容が分かるような名称とする。

(ウ) 郡の名称や圏域名などを活用してもよい。

- (仮称) かずさ水道広域連合企業団 (四市を包括した地名として)

(広域連合企業団の名称)

条文案 この広域連合企業団は、かずさ水道広域連合企業団(以下「広域連合企業団」という。)という。

「② 広域連合を組織する地方公共団体」について

構成団体が明確に特定されていることが必要であり、全構成団体を列挙することが適当とされていることから、千葉県、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市の5団体とするものとする。

(広域連合企業団を組織する地方公共団体)

条文案 広域連合企業団は、千葉県、木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

「④ 広域連合の処理する事務」について

共同処理する事務の内容及び範囲は、できる限り明確かつ正確に規定しないとならないことから、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の四市の水道事業と、現企業団の水道用水供給事業について、それぞれ規定するものとする。

(広域連合企業団の処理する事務)

条文案 広域連合企業団は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域の水道事業の経営に関する事務

(2) 広域連合企業団の水道事業及び千葉県水道局への水道用水供給事業の経営に関する事務

「⑥ 広域連合の事務所の位置」について

主たる事務所の番地まで規定することが適当とされていることから、基本計画どおり、職員を集約する木更津市の水運用総合センターの所在地を主たる事務所として規定するものとする。

(広域連合企業団の事務所の位置)

条文案 広域連合企業団の主たる事務所は、木更津市潮見2丁目8番地に置く。

「⑨ 広域連合の経費の支弁の方法」について

地方自治法第291条の9の規定により、広域連合の経費を構成団体が負担する場合、その割合については、「構成団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない」とされていることから、基本計画で定めた、かつ、四市の議会においても債務負担行為の設定の議決を得た出資金について規定するものとする。

(広域連合企業団の経費の支弁の方法)

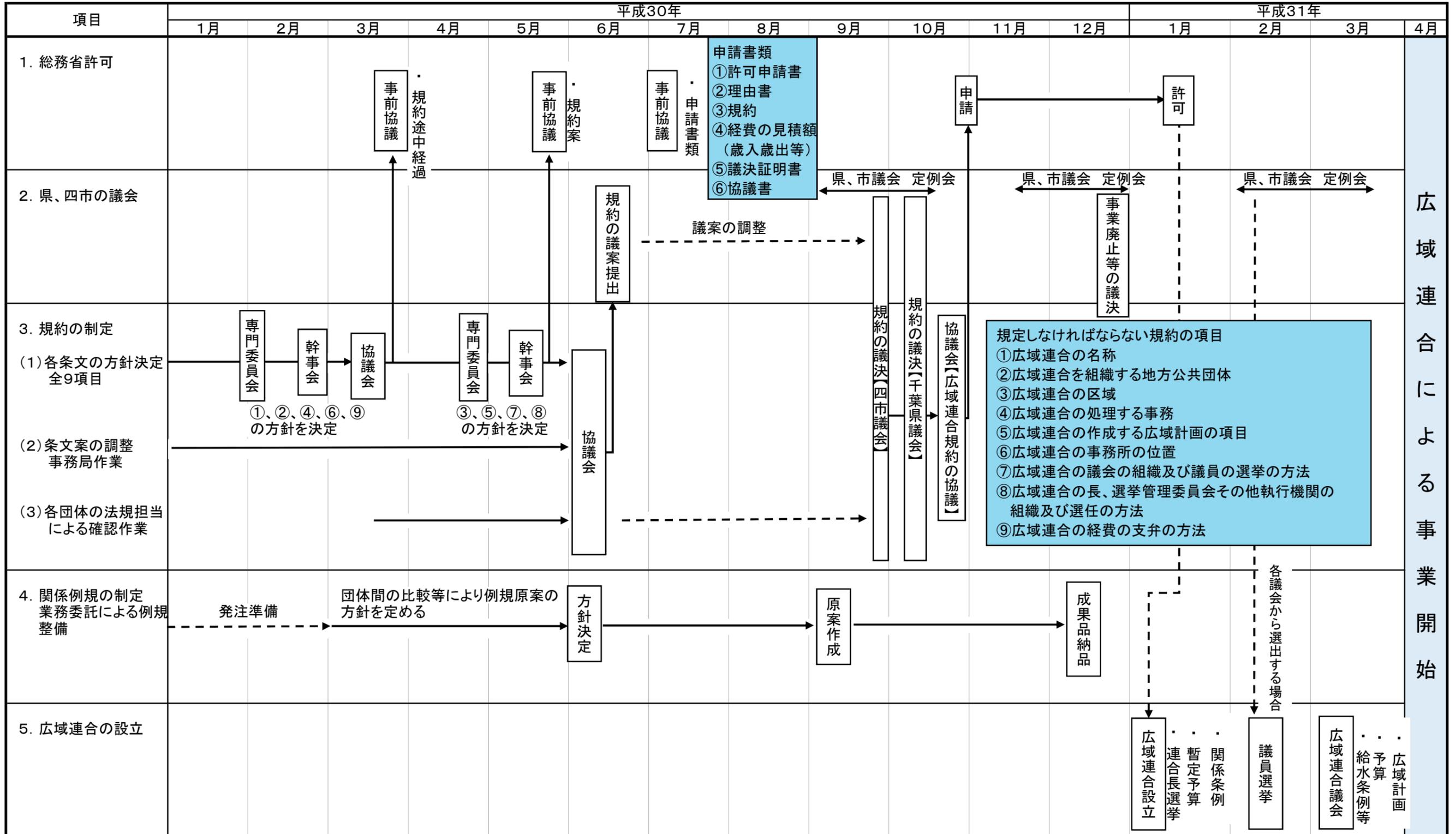
条文案 広域連合企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金、出資金、借入金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項に定める負担金、出資金及び借入金の構成団体の負担割合は、1日最大給水量の分賦基本水量又は給水量を基準とし、広域連合企業団の予算において定める。

3 前項の規定にかかわらず、水道事業の施設整備に係る平成31年度から平成40年度までにおける広域連合企業団に対する木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の出資金の額は、次の表の左欄に掲げる市の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる出資金の額を限度額とし、広域連合企業団の予算において定める。

市の区分	出資金の額
木更津市	783, 400千円
君津市	3, 438, 000千円
富津市(富津市拡張事業に係る分を除く。)	3, 060, 600千円
富津市(富津市拡張事業に係る分に限る。)	総務省が示す地方公営企業繰出基準に基づき繰出しの対象として算出される額
袖ヶ浦市	985, 600千円

広域連合設立(規約制定)工程表



広域連合による事業開始